

企画競争実施の公示

令和元年7月11日

近畿運輸局 観光部 国際観光課長 島 孝明

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

【地域の観光資源を活用したプロモーション事業】

スポーツツーリズムを契機とした関西への訪日モチベーション促進事業(「オーストラリアンマスターズゲームズ」関西 PR ブース出展事業)

(2) 事業の目的

本事業は地域の観光資源を活用したプロモーション事業の一環として、近畿運輸局と公益財団法人ワールドマスターズゲームズ 2021 関西組織委員会(以下、「連携先」という。)が連携して実施するものである。

オーストラリアは親日であり、国民のスポーツへの関心が非常に高く、ワールドマスターズゲームズへの参加者が多い。ワールドマスターズゲームズ参加者は競技日前後の周辺地域への観光意欲も非常に高いことから、本年10月に南オーストラリア州のアデレードで開催されるオーストラリアンマスターズゲームズの大会期間中のPRブース出展と関係機関訪問でWIMG2021 関西大会の情報発信を行うことで、大会参加を通じた関西広域への訪問意欲を醸成することを目的とする。

(3) 事業の概要

本年10月に、南オーストラリア州のアデレードにおいて開催されるオーストラリアンマスターズゲームズでPRブースを出展するとともに、様々な関係機関を訪問することにより、誘客のための働きかけと支援要請を行う。

なお、大会のPRブースにおいては、昨年のパンパシフィックマスターズゲームズで問い合わせの多かった競技開催地に関する観光や宿泊、日本食や歴史文化などの情報提供も行い、参加意識の高揚に努める。

(4) 事業の内容

(Ⅰ) 「オーストラリアンマスターズゲームズ」での関西 PR ブース出展

① 出展期間: 令和元年10月3日(木)～6日(日) (計:4日間)

※大会期間: 令和元年10月5日(土)～12日(土)

② 会場: アデレード・コンベンション・センター

③ 対象: オーストラリアンマスターズゲームズ参加競技者・家族等関係者及び一般来訪者

④ 出展ブース数: 5ブース 横幅15メートル×奥行3メートル

※1ブースあたり、横幅3メートル×奥行3メートル×高さ2.48メートル

(Ⅱ) 現地スポーツ関係機関・関連団体への訪問

① 訪問日程: 令和元年10月2日(水) シドニー

7日(月)、8日(火) メルボルン

9日(水) シドニー

② 訪問件数: 訪問日程内で6～8件程度

(5) 履行期限

令和2年1月31日(金)

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」において、競争参加地域が「近畿地区」の一般競争参加資格を有するものであること(但し、地方自治体を除く)。

(3) 近畿運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 近畿運輸局観光部国際観光課

TEL 06-6949-6796 FAX 06-6949-6135

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和元年7月12日(金)から令和元年7月30日(火)17時まで、場所は上記(1)に同じ。

なお、遠方等の場合は、上記(1)に連絡の上、電子データで交付を受けることができる。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

令和元年7月31日(水)17時00分、提出先は上記(1)に同じ。

持参又は郵送(書留郵便に限る。)にて、企画提案募集説明書に基づき5部提出のこと。(書式は、A4縦、横書き、左綴じとする。)

(4) 説明会の日時及び場所等

説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。

① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日

② 企画競争参加者毎の審査及び評価項目毎の得点及び合計点

(9) 事業の詳細は説明書による。